

シリーズ研究の周縁より

「パターナリズム」とは何か？

中村直美

この程、私は学内の出版助成を受けて、『パターナリズムの研究』と題する拙い書物を上梓し、その一冊を附属図書館に寄贈致しました。以下に、助成への謝意を込めてその内容に関して簡単な紹介をさせていただきます。

まずはいくつかの簡単な問いから始めたいと思います。

(1) 子どものむし歯がひどくなり、歯医者で治療を受けなければ大変なことになるかもしれません。

本人が嫌がってもあなたは子どもを歯医者に連れて行きますか？

(2) 窓から飛べると信じて高い窓から飛ぼうとしている人がいます。力づくでも止めてよいのでしょうか？

(3) 崩れかけて危ない橋を渡ろうとする人がいます。力づくでも止めてよいのでしょうか？

(4) 医者であるあなたは、患者のがん治療のため説明した上で片方の乳房を切除することになりました。手術を始めたところ新たに他方の乳房にもがんが見つかったとして、患者のために、承諾のなかった他方の乳房まで切除することが許されるのでしょうか？

(5) 同じく医者のおあなたは、患者が、特定の信仰に基づいて輸血を拒否しているのに、輸血なしでは死の危険があるという理由で、輸血をして手術をすることが許されるのでしょうか？

(6) あなたが車を運転するときシートベルトを締めるように法は求めていますね。しかし、

自分の安全のためというのであれば、締める締めないは本人の勝手ではありませんか？

(1) (2) (3) は、肯定する人が多いでしょう。(4) は否定？ (損害賠償を認めた裁判例があります。)(5) は悩ましく (最高裁は、このような事例について、最近、患者の人格権の侵害であるとして不法行為責任を認める判決を下しました。)、(6) は法 (道路交通法) が定めているのだから当然だ、あるいはしようがないと答える人も多いでしょう。では、その理由は？

これらの事例では、いずれも何らかの介入 (干渉) 行為が含まれており、しかも介入を受ける人は、特に誰かに危害を加え (ようと) しているからというのではなく、(結局は) 介入を受ける人自身のためになるということを理由にして、その介入が正当化されるかという問題が含まれているのです。これがパターナリズムと呼ばれる問題です。このことばは、英語のpaternalismのカタカナ表記ですが、pater (ラテン語で父親) が子に対するように、優越した知恵と力をもった人または国などが、人に保護的に介入・干渉するという考え方がないし態度を意味するものとして用いられるようになりました。「父権的保護主義」とか「温情的干渉主義」などと訳されもしますが、どれもこの語の持つ意味の広がりや適切に表現できてはいないようで、カタカナ表記が一般的です。

私たちは自由である (べきである)。しかし、他人に危害を加えることに対しては何らかの制約が加えられて当然だ。しかし自分自身 (の利益) にだけ関わることに対しては、制約は加えられて



John Stuart Mill
1806-1873

はならない。この考え方は、J. S. ミルが名著『自由論』（1859）の中で主張し、そして以後長く私たちの社会の軌範的な考え方や制度の基本の一つに据えられてきたものです（いわゆる「侵害原理」ないし「危害原理」harm principle）。後半の下線部分は、パターナリズムの考え方を否定したものです。この原理をそのまま適用すれば、上にあげた事例はどれも介入が正当化されないことになるでしょう。（その極端な形として、「他人に迷惑をかけなければ何をしてもよい。」といういい方がなされます。）もっともミルは、判断能力が充分ではない未成熟な子どもや病者などについては、この原理は適用されないと述べていますから、事例の（1）（2）は、原理適用からはずされ、（3）については一実はこれはミル自身が『自由論』の中で挙げた例ですが一、本人は橋から転落することを望んではいないという理由で、渡ることを止めてもよいと言います。

他者を侵害するわけではないのに（つまり自分が自分を侵害する・自分に不利益を与える場合で

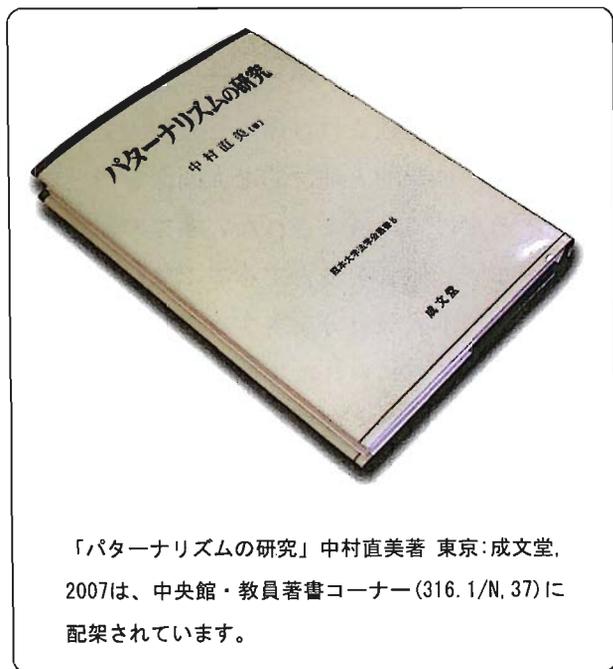
あるのに）、その人自身の利益のためにというしばしば慈善的・恩恵的・博愛的あるいは愛他的といった形容詞を付して説明される理由によって人の自由（自律・自己決定と言い換えることもできます。）を抑制（つまり介入・干渉）するものとしてのパターナリズムは、当然ながら侵害原理の主張者そして個性の強力な擁護者であったミルによって、（少なくとも『自由論』の「表」に現われた主張の中では）、激しく批判されました。ミルに先立って、自律の価値の擁護者であったI. カントによっても、また、ミルの後ミルを高く評価した、「二つの自由」の主張者I. バーリンによっても強く批判されたものです。実は、現在もなお、日本でも海外でも、パターナリズムへの批判的論調には根強いものがあります。「それはパターナリズムである！」と述べることで、それ以上の議論を無用のものとして打ち切るような主張もなお散見されます。

しかしながら、ミルが生きていた時代の社会とは異なり、現代の社会では、非常に多くの個人の、団体のそして福祉国家ないし社会国家型の振る舞い（や制度）をパターナリズムの範疇で捉えることができます。先の例に見られるようなシートベルト立法、医療の他、福祉、教育さらに国際関係においてさえそうです。そこには、自由で平等な、合理的に思考する独立（自律）した個人といういわゆる近代の抽象的・理念的な人間像を形どおりに適用するだけでは済まされない多くの問題が含まれています。他者を侵害するのではないのだから、どんなに本人が自分を害することがあっても、その人の自律に委ねられた事柄として、他者は介入・干渉をさしひかえなければならないのでしょうか。それ程に個人は自分の事柄に関しては、強く絶対的な主権者（J. S. ミル）なののでしょうか。現代社会に生きる私たち人間の多くは、愚かな過ちを犯しながら、苦しみ、挫折しつつ他者との関係の中で相互に依存しかつ支えあいながら生きて

いる「弱い個人」なのです。そのような個人として、なお、一人一人がかけがえのない存在として尊重されることが、法や道德等のありようの根本に据えられるべきだとするならば、上記の近代の人間観も二つの方向で捉えなおすことが必要となるでしょう。かつて、近代から現代への法思想の展開の中で、「抽象的な」市民一般から、労働者、消費者といった「具体的な」人間への視点の移動・拡大が言われたことはなお記憶に新しいことですが、現代社会では、なおより一層具体的な「生身の人間」への細やかな「眼差し」が必要とされていること、そして、これと一見対立するような(実はそうではない)個人を他者との相互依存関係の中で捉えなおすことが必要であることがそれです。強烈な自由(自律)と個性の擁護者であったミルでさえ、未成年者や精神的な病者などについては、彼の自由の原理の適用からはずしていますし、成人についても例外的に実質的に本人の保護になる扱いを是認しています。彼は、一般に言われている様なパターナリズムの絶対的な否認論者ではなく、部分的なパターナリズム肯定論者であったと私は考えています。

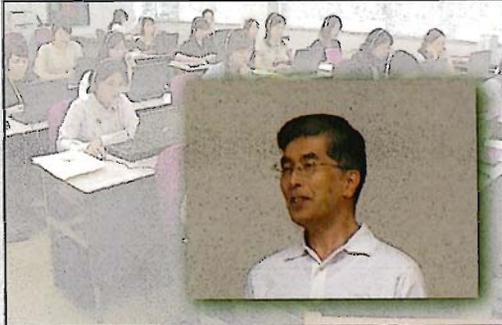
拙著で展開されている私のパターナリズム論は、このような基本的スタンスに立ちつつ、これまで対立的に捉えられてきた自由(自律)とパターナリズムの関係を捉え直し、具体的なその個人の自律を支えるパターナリズム(よきパターナリズム)をその抑圧につながるもの(あしきパターナリズム)から、可能な限り峻別して捉えようとするものです。本書では、近年わが国でも注目されるようになった「ケア」というテーマも扱われています(XI章)が、私の基本的スタンスからすれば、ケアの議論とパターナリズムの議論とは、考え方において密接に関連したものなのです。ちなみに、冒頭の事例について結論だけを申せば、(1)(2)(3)は肯定、(4)(5)は否定、(6)は、パターナリズムと他の立法理由(他者侵害の可能性)と併せて辛うじて肯定可能というのが私の答えです。果たして私見がどこまで説得的に展開されているかどうか、ご関心をお持ちの方はお暇な折に本書をご笑覧いただきコメントでも頂ければ幸いです。(2007.5)

なかむら なおみ 法学部教授 法哲学



目録システム地域講習会開催!!

国立情報学研究所・熊本大学附属図書館主催の平成19年度目録システム地域講習会(図書コース)を6月20日(水)~22日(金)に中央館大会議室で開催しました。



受講する皆さんと田口館長の挨拶